

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
R6.6 定例	公明党	曾田 聡	6/25(火)	一般	部長

1 新たなモビリティサービスの導入促進について

2023年4月、改正道路交通法が施行され、車両が安全確保するレベル4自動運転が制度上可能となった。

レベル4自動運転への取組は、米国や中国では地域を限定して走行しているが、我が国では、全国的な取組として実証事業が始まっている。

今後、山口県においても、自動運転をはじめとする様々な技術の活用によって、新たなモビリティサービスの実現や、それに向けたモデルの構築を、地域のニーズや実情を踏まえながら、積極的に進めていくことが重要である。

人口減少によって、人手不足や利用者の減少が見込まれる中でも、新たなサービスの提供によって持続可能な交通システムが構築できるよう、取り組んでいただきたい。

そこで、全国の自治体で実証事業・社会実装が進められている、新たなモビリティサービスの導入に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺う。

新たなモビリティサービスの導入促進についてのお尋ねにお答えします。

地域における多様な移動ニーズに対応し、持続可能な形で地域公共交通を維持していくためには、お示しの自動運転をはじめとする様々な技術を活用し、地域公共交通の効率性や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。

このため、県では、昨年度から、自動運転やA I デマンド交通など、デジタル技術を活用した新たなモビリティサービスの導入を目指す市町に対して、ノウハウを有する専門家を派遣し、実装を見据えた助言等の支援を行っています。

今年度は、山口市のA I デマンド交通の導入に向けた技術的支援をはじめ、自動運転の導入検討やタクシー助成券のデジタル化など、希望があった9つの市に対し、専門家の派遣による支援を開始しているところです。

また、新たに、県主導のもと、周南市や地元バス事業者等と連携し、自動運転バスの実証に取り組み、運用面での様々な課題の把握や、運行データの分析なども行うこととしています。

こうした地域公共交通の課題解決を図る先進的な取組や、実証で得られた成果などを県内に波及させるため、市町や交通事業者等を対象とした自動運転に関するセミナーを開催することなどにより、県内での横展開を図ってまいります。

県としては、将来にわたって地域公共交通が維持できるよう、今後とも、市町や交通事業者等と連携し、デジタル技術を活用した新たなモビリティサービスの導入促進に積極的に取り組んでまいります。

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
R6.6 定例	公明党	曾田 聡	6/25(火)	一般	部長

2 基幹業務システム標準化への取組みについて

2021年5月に地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システムの利用を義務付け、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを努力義務とする標準化法が成立した。

標準化の対象は、住民基本台帳や戸籍、国民健康保険など基幹系システム20業務で、全国の自治体のシステム仕様は基本的にばらばらであり、維持管理や制度改正のたびに個別対応を迫られ多額の出費を余儀なくされていた。

このため、各自治体は国が定める仕様書に基づく標準準拠システムに移行し、「ガバメントクラウド」上で運用することになっているが、対応期限の2025年度末で移行することが困難な自治体も出てきており、国が移行困難システムと認定すれば例外的に延長できるようになった。

2024年3月のデジタル庁発表によると、全国で、171団体、702システムで移行困難とされている。

山口県内ではシステムベンダーによるものとして山口市で1業務、平生町で5業務、把握されている。現状の基幹システムからクラウドへ移行する時期が年末年始に集中することからシステムベンダーの対応力も心配される。

そこで、県そして県内19市町の基幹業務システム標準化への円滑な移行に際し、どのように取組まれるのか伺う。

基幹業務システム標準化への取組みについてのお尋ねにお答えします。

基幹業務システムの標準化は、各自治体が個別に開発や運

用を行ってきた、住民記録や地方税、介護・福祉等の業務システムを、国・地方の共通クラウド基盤となるガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用する形に移行させる、従前にはない取組です。

これにより、システム開発等に係る地方の人的・財政的負担が軽減され、人員や予算をより質の高い住民サービスの提供に振り向けられることや、データ連携による新たなサービス創出にもつながることから、非常に重要な取組であると考えています。

このため、県と全市町で構成する連携会議に、標準化の専門ワーキングを設置し、ここで、各市町の進捗状況を把握するとともに、国の支援内容や移行作業に係る留意点等について共有を図るなど、移行を円滑に進めるための様々な取組を進めてきました。

そうした中、目標期限の令和7年度に向け、全国的に作業を担うベンダーや人材の不足が生じたこと等により、本県でも、一部の市町の移行スケジュールに遅れが生じることとなりました。

今後、移行作業が本格化することを踏まえ、市町の現場に寄り添った支援を更に強化してまいります。

具体的には、まず、ワーキングにおいて、先行自治体の事例に基づく様々な課題への具体的な解決策や、新たな取組となるガバメントクラウドへの接続方法など、今後、市町が作業を進める上で必要な情報を、適時・的確に提供してまいります。

また、ワーキングに、デジタル庁等の担当者の参加を得て、直接相談できる場を設けるとともに、Y-BASEに設置した市町専用の相談窓口において、専門的な知見を活かし

たベンダーとの調整に係る助言など、市町のニーズに応える、きめ細かな支援を行ってまいります。

こうした取組とともに、国に対して、現場で生じる様々な課題やニーズを踏まえ、移行困難システムの柔軟な認定や適切な移行期限の設定、地方の責任によらない追加経費に対する確実な財政支援などについて、引き続き、全国知事会等を通じて、要望してまいります。

県としては、県全体のデジタル・ガバメントの推進に向け基幹業務システムの標準化が円滑に進むよう、国や市町と緊密に連携しながら、取り組んでまいります。

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
R6.6定例	公明党	曾田 聡	6/25(火)	一般	部長

3 民間企業における障害者の雇用について

令和4年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立した。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、法定雇用率を段階的に引き上げ、令和8年7月には2.7%に、対象事業主の範囲は37.5人以上へと拡大される。

障害者の雇用は増え続けており、山口労働局によれば、令和5年6月時点の雇用障害者数は約4827人、雇用率は2.77%といずれも前年を上回り、達成企業は58.5%と前年より1.9ポイント上昇している。

県では、「障害者雇用促進セミナー」の開催や「やまぐち障害者雇用推進企業」の認定・紹介、相談・援助・助成金制度の周知、職業訓練の実施などの施策に取り組まれている。

県内企業・団体は積極的に取り組まれていると考えるが、更なる支援、具体的には事務所のバリアフリー化やエレベーター設置、障害者トイレ設置などに対する支援の充実強化を求める声も届いている。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を受けて、障害者雇用率の引上げ等に資する障害者を雇用するための理解促進や職業訓練、環境整備など一層の取組が求められていると考えるが、所見を伺う。

民間企業における障害者の雇用についてのお尋ねにお答えします。

障害者が希望する職に就き、職業を通じた社会参加のできる「共生社会」を実現するためには、一人ひとりの特性や能力に応じて働くことができるよう、障害者雇用に対する企業の理解促進や、多様な就労機会を確保することが重要です。

このため、まず、企業の理解促進に向けては、障害者雇用に関する知識や情報を掲載したガイドブックを配布するとともに、障害者雇用に積極的な企業の認定や優良事業所等の表彰を行い、その取組内容を広く県内企業に紹介しております。

次に、多様な就労機会の確保に向けては、労働局等関係機関と連携し、就職面接会を県内7会場で実施するとともに、パソコン技術や事業所現場を活用した実践的な能力を習得する職業訓練を実施しています。

また、特別支援学校の生徒に対し、障害者職業訓練コーチが関係機関と連携しながら、在学中から就職後までを通じきめ細かい支援を実施し、生徒の希望に沿った就職や定着に取り組んできたところです。

こうした中、法改正による法定雇用率の段階的引上げに伴い、新たに障害者雇用を義務付けられる事業主の範囲が拡大されることから、障害者の雇用経験の乏しい事業主に対する支援を強化する必要があります。

このため、障害者の雇用を推進する職場リーダー養成講座の内容にテレワークの活用を盛り込むとともに、課題解決に向けたワークショップの開催や機器のトライアル利用を専門家が伴走支援し、受入環境の整備を促進してまいります。

また、国の助成金において、障害者を雇用したことがない事業主等の職場実習生の受け入れが新たに助成対象となるなど、支援措置が強化されたところであり、関係機関と連携しながら周知を図ってまいります。

県としては、障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰も

が職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現に向け、関係機関とも連携し、障害者雇用の促進に積極的に取り組んでまいります。

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
R6.6 定例	公明党	曾田 聡	6/25(火)	一般	知事

4 農業法人の経営基盤強化について

1999年の制定以来の見直しとなった「改正食料・農業・農村基本法」は、食料の安定確保と供給力の維持に向け、食料生産の担い手確保に重点が置かれている。

食料安全保障の根幹は人と農地の確保だが、農地面積、基幹的農業従事者数はいずれも減少が続いており、農業の持続的な発展には大きな課題がある。

一方、これまでの政策の下で、農用地区域内農地は微減に留まるとともに、担い手については法人等の経営体やその就業者は増加しており、農業関係者の努力と施策の結実もみられる。

法改正では、これまでの施策を深化するとともに、時代の変化に対応した新規の政策として、農業法人の経営基盤の強化、多様な農業者による農地の確保、スマート技術等を活用した生産性の向上等を掲げている。

山口県においても、これまで、集落営農法人など大規模経営体に対し、水田農業の生産基盤を維持するための連合体の役割・機能の拡充や、法人間連携、連合体機能を担う中核担い手への機械導入や更新などについて支援している。

今後、県では、農業法人の経営基盤強化と担い手の確保・育成に、どのように取り組まれるのか伺う。

曾田議員の御質問のうち、私からは農業法人の経営基盤強化についてのお尋ねにお答えします。

農業は、食料の安定供給はもとより、県土の保全など多面的機能を有する重要な産業であり、将来にわたって持続的に

発展させていくためには、農業法人等の新規就業者の確保に加え、外部環境の変化にも対応できる安定的な農業経営が開されるのが重要です。

このため、私は、これまで、雇用の創出と所得の拡大を実現する法人連合体の形成を積極的に進めるとともに、就業希望者の受入・育成・定着を一体的に図る「担い手支援日本一」の取組を推進することで、毎年100名を超える新規就業者を確保してきたところです。

こうした中、お示しのとおり、「食料・農業・農村基本法」が改正されたこの機を捉え、本県においても、食料の安定供給に向けて、農業法人の経営基盤強化に向けた経営の効率化や、農業法人の担い手の確保・育成に向けた取組を、より一層推進することとしています。

まず、経営基盤強化については、さらなる農地集積が必要であることから、各地域で将来の担い手や農地のあり方を定める地域計画の策定を進め、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の集積を促進します。

また、一層の経営の効率化を図るため、デジタル技術を活用したドローンなどのスマート農業機械や「ほ場管理システム」の導入支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、担い手の確保・育成については、県内の合同説明会で、農業大学の学生や農業高校の教員と農業法人等とのマッチング機会の拡大を図るとともに、本年度、新たに、農業法人が県外在住者に対して直接リクルート活動ができる体制を構築します。

さらに、多様な担い手の確保に向け、就業5年間にわたり支援する「定着支援給付金」について、本年度から、**農作業を受託する**農業サービス事業者等も支援対象に加えたところ

であり、農業法人等への就業者に対する早期の技術習得と定着を後押しすることとしています。

私は、本県農業の中核を担う農業法人等の大規模経営体が、継続的に発展できるよう、関係団体等と緊密に連携し、経営基盤強化と担い手の確保・育成に向けた取組を積極的に支援してまいります。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
R6.6定例	公明党	曾田 聡	6/25(火)	一般	部長

5 地域公共交通の運転手不足について

この春から施行された働き方改革関連法が、人手不足が叫ばれているバス・タクシー業界などにおいて、「2024年問題」としてクローズアップされるようになった。

日本バス協会は、地方だけでなく、都市部でも運転手の不足が原因で路線バスを減便するケースも相次いでいることを受け、「賃金や労働条件の改善など様々な取組を行っているが、運転手を確保できなければさらなるバスの減便や廃止の拡大は避けられない」としている。

交通政策白書によれば、人口減少等による需要減や人手不足等による供給減により、地域の移動サービスは危機的状況にあり、この状況を解決するためには、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」などを柱とした地域公共交通の更なる「リ・デザイン」が必要とされている。

山口県でもバス運転者数は年々減ってきており、また、絶対的に若い年代層が不足してきている。近い将来、地域公共交通の維持ができなくなる可能性は大きく、手を打たなければ手遅れとなる。

そこで、地域公共交通の担い手、バスの運転手不足の問題解決のためには、バス事業者だけではなく、県が率先して取り組む必要があると考えるが、所見を伺う。

次に、地域公共交通の運転手不足についてのお尋ねにお答えします。

利用者の減少や運転士不足など、バス事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、県では、これまで、山口県バス協会と連携した大型二種免許の取得費用の助成や、事業者と連携した運転士体験会の開催等に取り組んできたところです。

こうした中、お示しの「2024年問題」に対応し、将来にわたって地域公共交通を維持していくためには、バス事業者だけでなく、関係者が一丸となって、運転士の確保対策に取り組んでいく必要があります。

このため、県では、今年度新たに、国や関係団体等による協議会を設置し、運転士確保に関する課題の共有や対策の検討を行うとともに、就職フェアの開催等による若者への積極的なPRなどに取り組むこととしています。

また、バス運転士に特化した求人サイトでの情報発信や、首都圏や大阪、福岡で開催される就職イベントへのブース出展により、県外から運転士を確保する取組も行っています。

さらに、運転士の労働時間の短縮にも資するよう、市町が行うAIデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入を支援し、業務の効率化も図っていくこととしています。

県としては、今後とも、市町や関係団体等と緊密に連携しながら、こうした取組を着実に推進することにより、地域住民の日常生活に不可欠な地域公共交通の担い手である、バス運転士の確保に、積極的に取り組んでまいります。

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
R6.6 定例	公明党	曾田 聡	6/25(火)	一般	教育長

6 情報モラル教育の充実について

現代社会はデジタル情報が溢れ、SNSによる被害や犯罪が絶えず、真偽を確かめる間もなく次の情報が流れてくる時代を生きている私たちは、何を信じてよいかわからない。

デジタルを活用した教育が進む学校現場においては、なおのことデジタルトラブルが心配になる。そのような中、デジタルを使う上でのマナーについて考えるプログラムが話題となっている。ソーシャルエチケットをキャッチコピーで伝えるコンテスト「10代のデジタルエチケットキャッチコピーAWARD2023」が開催され、映像作品も公開されている。

デジタルエチケット、いわゆる情報モラルを理解することで、いくつかのメリットがある。例えば、著作権の侵害を防ぐことや個人情報の保護、オンラインでの円滑なコミュニケーション、他者との良好な関係を築くことができる。

気づかないうちにデジタルを使った誹謗中傷などをしないために大変重要な観点で、オンラインでの行動指針であり、より良いオンライン環境をつくるために重要と考える。

そこで尋ねる。未来ある生徒たちが予期せぬデジタルトラブルに巻き込まれないように情報モラルを身に付けるためには、一方的な座学ではなく、みんなで共に考え、共に理解する学びが大切と考えるが、教育長の所見を伺う。

情報モラル教育の充実についてのお尋ねにお答えします。

社会のデジタル化が急速に進展する中、子どもたちがSN

Sでのトラブル等に巻き込まれないためには、デジタル社会において適正な活動を行う上での考え方や態度である情報モラルを身に付けることが極めて重要です。

このため、県教委では、子どもたちが学校等で1人1台タブレット端末等のICTを積極的に活用する上で、その正しい使用方法やリスク等を学ぶ情報モラル教育を推進しており、各学校において、児童生徒の発達の段階に応じた取組を進めているところです。

具体的には、児童生徒が、各教科の授業において、個人情報 の適切な管理や相手を思いやるコメントの書き方等を考えるほか、文化祭といった学校行事においても、作品制作時に著作権の侵害がないか調べるなど、情報やメディアを適切に活用する方法について主体的に考える学習を行っています。

特に、デジタル社会に主体的に参画するための資質能力を育成する段階となる高校では、必履修科目の「情報Ⅰ」において、ネットへの悪質な書き込みや誹謗中傷が及ぼす影響等をテーマに、情報を扱う責任やモラルについて深く学んでいるところです。

また、情報モラルの定着に向けては、家庭の協力が欠かせないことから、県警や通信事業者と連携し、保護者の参加も得ながら、毎年、スマートフォンの正しい利用等を学ぶ情報モラル教室も開催しています。

こうした取組に加え、デジタル社会でのリスク等を自分事として捉えるためには、他者と関わりながら学び合う学習活

動が効果的であることから、昨年度、情報モラルを協働的に学ぶための教材を作成しました。

今後は、この教材を活用した学習の本格実施に向け、教員研修を一層充実することとしており、SNSで写真を公開する際のリスクマネジメントなど、具体的な場面について互いに議論する実践型の情報モラル教育を推進していきます。

県教委といたしましては、引き続き、市町教委や関係機関と連携し、子どもたちがデジタル社会において自らの行動に責任をもち、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラル教育の一層の充実に努めてまいります。